

令和4年度 第7期 北見市市民後見人養成研修実施要項

1 目的

認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利や財産を守る「成年後見制度」において、地域に身近な立場できめ細やかな支援を行う「市民後見人」への期待が高まっています。

北見市においては、平成25年度から市民後見人の養成と活動支援に取り組んでいますが、市民が市民の立場で支え合う「地域後見体制」の一層の充実強化を図ることを目的として、次のとおり第7期目となる市民後見人養成研修を実施します。

2 主催

社会福祉法人北見市社会福祉協議会 北見地域成年後見中核センター

3 開催場所

北見市総合福祉会館 体育集会室（北見市寿町3丁目4番1号）

4 募集定員及び期間等

概ね20名

※参集を基本とし、事情によってはオンラインによる参加も可とする

申込受付期間：令和4年7月1日（金）～令和4年8月5日（金）

申込方法：持参・郵送・FAX・メールによる

5 研修期間・日程

(1) 研修期間は、令和4年8月下旬から令和4年10月上旬の2カ月間で実施します。

(2) 日程は、平日の午後を予定し、カリキュラムにより調整します。

6 研修科目及び講師

研修科目は、国の基本カリキュラム及び令和3年度に実施した北見版カリキュラムに準拠し、市民後見人としての基礎を学ぶために必要な研修内容とします。

講師は、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職及び市内の成年後見制度関係機関等の専門職等が担当します。

7 広報・事前説明会・募集・選考等

(1) 募集に関する要領を定め広報誌やホームページ等で周知を図り、受講者を募集します。

(2) 市民に対し、様々な機会を通じ養成研修の周知に努めます。

(3) 募集定員を超えた場合は先着順とします。定員内の申込数の場合、原則選考は行わないこととします。

(4) 受講者には、募集締め切り後に、「受講決定通知」を送付します。

8 受講者の要件

研修を受講できる者は、次の各項目をすべて満たす者であること。

- (1) 高齢者や障がい者福祉に理解と熱意のある方
- (2) 北見市内に居住し、おおむね 25 歳から 75 歳までの方
- (3) 全ての過程を受講できる方
- (4) 次の成年後見人等の欠格条項に該当しない者
 - ア 家庭裁判所から未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがない者
 - イ 破産者
 - ウ 被後見人等に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

※専門職の方のお申し込みは、市民後見人として活動を希望される方

9 受講料

無料とします。

10 修了要件等

全ての講義を受講することを原則とします。

全課程を終了した者には、北見市長より「修了証」が交付されます。

11 その他

「新型コロナウイルス感染症」拡大防止に配慮し開催することとしますが、市内の情勢によっては ZOOM、DVD 視聴等による代替え講座、または、講座の延期、中止となる場合もあります。

12 問い合わせ

(事務局)

社会福祉法人北見市社会福祉協議会 北見地域成年後見中核センター

〒090-0065

北見市寿町 3 丁目 4 番 1 号 北見市総合福祉会館内

電話 : 0157-61-8182 Fax : 0157-57-3611

メール : m.shinya@kitami-shakyo.or.jp